

■点検項目 8 関係（業務範囲）

労働者派遣事業は、常用雇用の代替のおそれが少ないと考えられる臨時的・一時的な労働力の需給調整に関する対策として位置付けられていて、特定の適用除外業務を除いては原則として労働者派遣を行うことができるという、いわゆるネガティブリスト方式が採用されています。

労働者派遣を行ってはならない適用除外業務として位置付けられているものは、次の業務です（派遣法4①）。

① 港湾運送業務（次のものをいう。）

- 港湾労働法第2条第1号に規定する港湾（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門：6大港）における同条第2号に規定する港湾運送業務
- 港湾労働法第2条第1号に規定する港湾以外の港湾（6大港以外の指定港湾）における港湾運送業務

（注）港湾労働法12条により港湾労働者派遣事業の許可を受けた場合を除く。

② 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に係る業務に加え、林業の業務のうち造林作業の地ごしらえの業務及び植栽の業務を含む。）

一部に「建設業務」に該当する業務が含まれている場合も違法な労働者派遣となります。

ただし、以下の業務は適用除外業務には該当しません。

- イ 建設現場の事務職員が行う事務業務
- ロ いわゆる施工管理業務（専任の主任技術者及び監理技術者は除く。）

③ 警備業法2条1項に掲げる次の業務

- イ 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- ロ 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- ハ 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- ニ 人の身体に対する危害の発生を、その身边において警戒し、防止する業務

④ 医療関係業務

ただし、以下の場合は、労働者派遣を行うことができます。

- イ 紹介予定派遣
- ロ 産前産後休業・育児休業・介護休業中等の労働者の代替業務
- ハ 病院・診療所等（介護老人保健施設、医療を受ける者の居宅において行われるものを含む。）以外の施設（社会福祉施設等）において行われる医療関連業務
- ニ 就業の場所がへき地の病院等及び地域医療の確保のため都道府県が医療法に規定する医療計画において必要と認めた病院等における医師、看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師等の業務

⑤ その他労働者派遣事業ができない業務等

○ 次の業務は、当該業務について定める各法令の趣旨から労働者派遣事業を行うことはできません。

- ・ 弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士の業務

- 公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士、行政書士の業務（それぞれ一部の業務を除きます。）
 - 建築士事務所の管理建築士の業務
- 人事労務管理関係のうち、派遣先において団体交渉又は労働基準法に規定する協定の締結等のための労使協議の際に使用者側の直接当事者として行う業務は、法25条の趣旨に照らして行うことはできません。
- 同盟罷業（ストライキ）若しくは作業所閉鎖（ロックアウト）中又は争議行為が発生しており、同盟罷業や作業所閉鎖に至るおそれの多い事業所への新たな労働者派遣を行ってはなりません（派遣法 24、職業安定法 20）。
- 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をすることはできません（派遣法 58）。